

令和 3 年 度

山梨県内部統制評価報告書審査意見書

山 梨 県 監 査 委 員

写

梨監第646号

令和4年9月8日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

山梨県監査委員 中 澤 和 樹

山梨県監査委員 小 泉 久 司

山梨県監査委員 土 橋 亨

山梨県監査委員 水 岸 富美男

令和3年度山梨県内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき審査に付された令和3年度山梨県内部統制評価報告書について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

# 令和3年度山梨県内部統制評価報告書審査意見書

## 第1 審査の対象

令和3年度 山梨県内部統制評価報告書

## 第2 審査の期間

令和4年8月12日から令和4年9月7日まで

## 第3 審査の方法

山梨県監査基準に準拠し、知事から提出された内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から、評価手続の適否及び評価結果の適否を審査事項として、内部統制評価部局から内部統制評価に関する状況を聴取するとともに、その他の監査等で得られた知見を踏まえて審査を行った。

## 第4 審査の結果及び意見

令和3年度山梨県内部統制評価報告書について、評価手続及び評価結果に係る記載は適切であると認められた。

なお、本県の内部統制の対象とされている財務に関する事務において、定例監査の際に改善を要する事項が認められることから、各機関における内部統制に対する意識のより一層の向上を図るとともに、対象とする事務の範囲拡大の検討を含め、制度の更なる充実強化に努められたい。

## 第5 備考

内部統制評価報告書に記載されている運用上の重大な不備については、その内容及び講じた再発防止策について適切に報告されているものと認められる。